

令和3年壱岐市議会定例会 11月会議 会議録目次

審議期間日程	-----	1
上程案件及び議決結果一覧	-----	1
第1日（11月17日 水曜日）		
議事日程表（第1号）	-----	3
出席議員及び説明のために出席した者	-----	4
再開（開議）	-----	4
会議録署名議員の指名	-----	4
審議期間の決定	-----	4
諸般の報告	-----	5
発言の申し出（市長の報告）	-----	5
委員長報告、委員長に対する質疑	-----	7
議案に対する討論、採決	-----	7
認定第2号 令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	-----	7
認定第3号 令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	-----	9
認定第4号 令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	-----	9
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		
議案第60号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）	-----	10
議案第61号 壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例の制定について	-----	19
散会	-----	24

令和3年壱岐市議会定例会11月会議を、次のとおり開催します。

令和3年11月10日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

1 期 日 令和3年11月17日（水）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和3年壱岐市議会定例会11月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘要
1	11月17日	水	本会議 (10:00~)	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○審議期間の決定 ○諸般の報告 ○委員長報告、委員長に対する質疑 ○議案に対する討論、採決 ○議案の上程、説明 ○議案審議 (質疑、委員会付託省略、討論、採決) ○散会

令和3年壱岐市議会定例会11月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
認定第2号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (11/17)
認定第3号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (11/17)
認定第4号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (11/17)
議案第60号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）	省 略	原案のとおり可決 (11/17)
議案第61号	壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例の制定について	省 略	原案のとおり可決 (11/17)

令和3年 壱岐市議会定例会 11月会議会議録(第1日)

議事日程(第1号)

令和3年11月17日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	11番 小金丸益明 12番 鵜瀬 和博
日程第2	審議期間の決定	1日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4 認定第2号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・討論あり・認定
日程第5 認定第3号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・討論あり・認定
日程第6 認定第4号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・討論あり・認定
日程第7 議案第60号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)	財政課長・企画振興部長説明・質疑あり・委員会付託省略・討論なし・可決
日程第8 議案第61号	壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例の制定について	総務部長説明・質疑あり・委員会付託省略・討論なし・可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号と同じ)

出席議員(16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恒一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	中上 良二君
市民部長	石尾 正彦君	保健環境部長	崎川 敏春君
建設部長	増田 誠君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	西原 辰也君	消防本部消防長	山川 康君
総務課長	平田 英貴君	財政課長	原 裕治君
会計管理者	篠崎 昭子君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和3年壱岐市議会定例会11月会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員を、会議規則第88条の規定により、11番、小金丸益明議員、12番、鶴瀬和博議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君）　日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

11月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君）　異議なしと認めます。よって、11月会議の審議期間は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君）　日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年壱岐市議会定例会11月会議に提出され、受理した議案等は2件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

令和3年度離島振興市町村議会議長全国大会については、新型コロナウイルスの関係で、オンライン会議で行われました。

オンライン会議では、谷川衆議院議員をはじめ、各政党の代表者より離島に対する強い決意のメッセージを受けました。会議では、離島振興の促進等14項目の要望事項及び特別決議として2項目が全て原案のとおり採択されました。本大会で決議されました事項について、政府、国会に対し、強力に運動を展開していくことを確認されました。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わります。詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、11月4日、長崎県庁におきまして、白川市長並びに山本県議とともに中村知事及び坂本県議会議長に対し、壱岐市及び壱岐市議会の連盟で印通寺港施設整備について、地球温暖化防止対策に伴う再生可能エネルギーの導入促進について及び磯焼け対策に関する支援の拡充について、ほか7項目の単独要望を行ったところであります。

定例会11月議会において、議案等説明のため、白川市長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いをいたします。

以上で私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出があつておりますので、これを許します。白川市長。

[市長（白川 博一君）　登壇]

○市長（白川 博一君）　おはようございます。令和3年壱岐市議会定例会11月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

本市では、これまで106例の感染者が確認されておりますが、10月6日以降、本日まで新たな感染者は確認されておりません。全国的にこれまで最大の流行となりました第5波は、8月20日に過去最多となる1日2万5,992人の新規感染者数を記録いたしましたが、それ以降は減少に転じており、直近では全国で1日200人を下回る数となっております。

本市におきましては、12歳以上の新型コロナワクチン接種率が11月15日現在、2回目の接種を終えた方が88.36%、予約率では91.42%となっておりまして、およそ9割の方がワクチン接種を済ませております。全国においても、2回目の接種を終えた方が約75%を超えるなど、このところの急激な感染者数の減少には様々な要因が考えられるところでございますけれども、ワクチン接種の効果が大きく影響しているものと考えております。

しかしながら、いまだ終息を迎えておらず、新規感染者数は減少しているものの、今後、感染の再拡大を招かないためにも、市民皆様におかれましては引き続きマスクの着用、手指消毒など、基本的な感染防止対策の徹底をよろしくお願ひ申し上げます。

一方、市内経済については新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況にある中で、去る10月29日に開催した第10回となる壱岐市緊急経済対策会議において、壱岐市商工会、壱岐酒類販売協同組合、壱岐酒造協同組合から地域経済活性化活動へ向けた要望書として長引く飲酒、会合等の自粛による地域経済に及ぼす影響を踏まえ、感染症対策を十分講じた上で飲酒を伴う会食・会合等の実施や、参加の呼びかけを行ってほしい旨の要望書をいただきました。

また、飲食店は店舗ごとに形状や大きさが様々であり、一律に人数制限を行うのではなく、店舗ごとに感染症対策を徹底することがいいのではないかなどの御意見をいただいたところであります。

これらの御意見を踏まえ、県が実施している飲食店の第三者認証制度の推進を行い、飲食店におけるさらなる感染防止対策の徹底をお願いした上で、現在お願いしている会食等の人数制限については一旦取り下げとしたところでございます。市民皆様には安全安心な形での会食による経済活性化について、御理解・御協力賜りますようお願いいたします。

また、市といたしましては、依然として厳しい状況にある市内経済の活性化のため、緊急経済対策事業としてさきに議決をいただきました壱岐市地域振興プレミアム付き商品券を発行いたしております。プレミアム率は20%となっており、今回は希望される市民皆様へ行き渡たるよう、市内各世帯へ購入引換券を送付しております。市民皆様には、市内経済活性化のため、ぜひ御活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の一次販売につきましては、販売期間が11月26日までとなっておりますが、売

れ残った商品券の残数分については2次販売を行うことといたしております。詳細については、改めて周知させていただきます。

さて、本日は12月会議を待たず、執行または施行が必要である案件につきまして、本日、11月会議を開催いただき、議案を上程することといたしました。本日、提出しております案件は一般会計補正予算に関わる案件1件、条例の制定に関わる案件1件であります。

何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会に際しての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

[市長（白川 博一君）降壇]

日程第4. 認定第2号～日程第6. 認定第4号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第4、認定第2号から日程第6、認定第4号まで、3件を一括議題とします。

本件は、9月会議において、総務文教厚生常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査の結果について総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

[総務文教厚生常任委員長（市山 繁君）登壇]

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） おはようございます。報告いたします。

令和3年11月17日、壱岐市議会議長豊坂敏文様、総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

認定第2号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第3号令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

[総務文教厚生常任委員長（市山 繁君）降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。山

口議員。

[4番（山口 欽秀君） 登壇]

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

国民健康保険は、農業、漁業、自営業などの事業者の所得の低い層の市民の皆さんのが加入していらっしゃいます。国保は高すぎて払えないとういう声が多くの市民から寄せられているのが実情です。所得の一割を大きく上回る保険税になっております。サラリーマンが加入する協会けんぽと比べると2倍の負担になっている実情であります。国保税の引き上げが続いています。その要因は、加入世帯の貧困と国の予算削減に原因が多くがあります。

近年は、農業、漁業の不振で収入が減っている人や年金生活、非正規労働者の増加が国保財政の悪化を一層進めているのが実態であります。市民が支える限度を超えてると言わざるを得ません。生活を切り詰め国保税を支払う。しかし、なかなか病院へ行けないという受診控えにつながっているのが実情です。高すぎる国保税はそのため一年以上滞納した世帯から、市は保険証を取り上げ、期限を切った短期保険証と医療費の全額を支払わせる資格証明書の発行を行っております。

受診控えによる手遅れにつながる事態になります。市民の命と健康を脅かす事態にもなります。市は、そして国、県は高すぎる国保税の問題を解決するのではなく、さらなる負担増を進めているのが実情です。市民の困難と国保制度の矛盾を拡大するばかりであります。格差と貧困が社会問題になる中、市民の暮らしと命、健康を守るという国保制度の本来の役割を果たすためにも、高すぎる国保税の引き下げは急務であると考えます。

国の国保負担を引き下げるのが何よりも必要ですが、市の一般会計からの繰り入れをしっかりと行うこと、国保税の軽減に向けた努力を進めることが必要であります。まずは、生まれた零歳児の子供にも税をかける均等割をなくしていくことが必要であります。均等割は、少子化対策を阻害し、子育て支援にも反します。日本の社会保障制度は、保障費は決して高いものではありません。日本はGDPの2.2%でありますが、ドイツは2.6%、フランスは3.1%と社会保障費は高いどころか低い水準にあるのが日本の今の現状です。国民の命と健康を守るために、高すぎる国保税の引き下げ、国民健康保険の充実が今こそ求められています。

そもそも高すぎて払えない国保税をそのままにして、生活困窮者から短期保険証、資格証明書の発行による保険証の取り上げはやめるべきであります。積極的な減免制度や福祉政策の推進を市に求めて反対討論といたします。

[4番（山口 欽秀君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、認定第2号は原案のとおり認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第3号について、討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

[4番（山口 欽秀君） 登壇]

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

後期高齢者の多くが年金生活者であります。その多くが国民年金受給者であります。極めて少ない年金から保険料が天引きされており、日々の生活を切り詰めながらやりくりしているのが市民の現状であります。命と暮らし、健康を守るためにも国保税と同様に高すぎる保険料の引き下げは必要であります。高い保険料は負担の限度を超えてると言わざるを得ません。

そのために、病気になっても病院へ行けないという受診控えになっており、手遅れの事態につながる状況が広がっているのが現状であります。国保税と同様、国庫の負担の引き上げが求められるとともに、市の一般会計からの繰り入れ、市独自の保険料の軽減の取組が必要であると考えます。

政府は、医療費の窓口負担を1割から2割へ引き上げることが来年にも行うことを決めております。そうなれば、一層負担増による生活への影響、受診控えが進むことになります。市として、国県への働きかけを強めるとともに、市独自の支援の取組を強く求めて反対討論といたします。

[4番（山口 欽秀君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、認定第3号は原案のとおり認定とすることに決定いたしました。

これから、認定第4号について、討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

[4番（山口 欽秀君）登壇]

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

壱岐市の65歳以上の介護保険料は、基準額で年間7万7,800円あります。介護保険制度ができてから、保険料が引き上げが続いている現状にあります。年金生活者は年金から天引きされ、ますます年金が少なくなり、生活の困窮化を広げることになっているのが実情です。

一方、介護サービスを受けることがなかなかできない事態もあります。国保税や後期高齢者医療と同様、高齢者にとって負担の限度を超えていると言わざるを得ません。今後もさらに介護保険料の引き上げが計画されていることは許されません。市民の安心して暮らせる老後を保証するためにも市の支援が必要あります。保険料だけ支払って、介護サービスを受けられない事態が広がっている。この状態を解決するためにも、国保税と同様、国庫負担の引き上げを国に求め、市の一般会計からの繰り入れを進め、市独自の軽減策を講じることを求めます。

改めて、市として国県への働きかけを強め、市独自の支援策を強く求めて反対討論をいたします。

[4番（山口 欽秀君）降壇]

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、認定第4号は原案のとおり認定とすることに決定いたしました。

日程第7. 議案第60号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第7、議案第60号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君）登壇]

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております議案につきましては、担当部長及び課長にさせますので、よろしくお願いします。

[市長（白川 博一君）降壇]

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

[財政課長（原 裕治君）登壇]

○財政課長（原 裕治君） 議案第60号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,912万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233億9,438万5,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の追加接種につきまして、国の方針が示されたことに伴い、12月からの追加接種実施に向けた費用の補正及び新型コロナウイルス感染症対応の追加の緊急経済対策事業を実施するため、追加の補正を行うものでございます。

まず、歳入について説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。

15款1項3目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,821万6,000円、及び15款2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,590万8,000円は、今回の新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る費用について、国が100%負担するものでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の緊急経済対策のキャッシュレス消費喚起対策事業に充当するもので5,500万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算の事業概要につきましては、別紙資料1、令和3年度11月補正予算案概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費で、新型コロナウイルス感染症対応の緊急経済対策事業として、市内店舗でスマートフォンによるコード決済を利用した場合に、最大20%のポイント還元を行うキャッシュレス消費喚起対策事業として5,500万円を計上しております。

4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチンの2回目接種からおおむね8か月以上経過した希望者に対して3回目の追加接種を行うための費用で、接種

券の郵送料、コールセンターの運営等の準備経費及び接種業務の委託料など、合わせて3,412万4,000円を計上しております。

以上で、議案第60号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

[財政課長（原 裕治君）降壇]

○議長（豊坂 敏文君）企画振興部長。

[企画振興部長（中上 良二君）登壇]

○企画振興部長（中上 良二君）議案第60号壱岐市一般会計補正予算（第9号）に計上しております、第2回キャッシュレス消費喚起対策事業について御説明を申し上げます。

資料2、議案第60号関係資料をお開き願います。

実施事業の意義でございますが、市内の消費喚起を促し、かつ国が掲げる2025年までにキャッシュレス化40%の取組に呼応するため、キャッシュレス消費喚起対策事業を実施するものでございます。

1月末まで使用できるプレミアム商品券事業に続いて、2月に実施することで切れ目ない経済対策事業の実施により、新型コロナウイルスの影響で甚大な被害を受けた市内経済の復興を目指すものでございます。

補正予算額につきましては5,500万円でございます。具体的な施策でございますが、事業名が第2回キャッシュレス消費喚起対策事業でございまして、補正予算額はただいま申し上げました5,500万円でございます。

事業概要は、市内の消費喚起を促し、かつ新しい生活様式の推進を図ることを目的として、市内店舗でスマートフォンによるコード決済を指定する期間中に利用した場合、最大20%のポイント還元を行うものでございます。

次のページをお願いをいたします。

事業名、事業概要はただいま申し上げましたとおりでございます。

具体的な手法でございますが、市内加盟店においてPayPayを活用して支払った場合、1回の会計で上限3,000円分、期間中1人最大1万円分のポイントを還元するものでございます。

ポイントは約1か月後に還元されるようでございます。還元率は最大20%でございます。実施予定期間は令和4年2月1日から28日の1か月間でございます。

PayPayの市内加盟店数ですが、10月30日時点では444店舗でございます。

所要予算額5,500万円の内訳でございますが、ポイント還元部分原資5,000万円、プロモーション費等が500万円でございます。

ポイントの還元例でございますが、例えば1,000円をPayPayで支払った場合、後日200円分のポイントが還元されます。1万5,000円をPayPayで支払った場合は、後日3,000円分のポイントが還元されますが、2万円をPayPayで支払った場合は、1回の還元上限額が3,000円でございますので、後日3,000円分のポイントが還元されるようになります。

本キャンペーンでの還元ポイントは、お1人当たり1万円分相当が上限でございますので、1万円分に到達次第、その方へのポイント還元は終了ということになります。

説明は以上でございます。

[企画振興部長（中上 良二君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。森議員。

○議員（1番 森 俊介君） プロモーション費用が500万円と高額な気がしたんですけれども、具体的にどのようなプロモーションを行う予定があるのか、決まっていたら教えていただけますと助かります。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） プロモーション費用の内訳でございますが、まず運営費といたしまして、これは自治体キャンペーンの1開催当たり100万円ということで決まっております。

次に、プラットホーム手数料、これは決済等に係る手数料でございまして、送金の手数料とか、ただいま申し上げました決済等に係る手数料、これはポイント還元の費用額の3%ということになっておりまして、ポイントが5,000円でございますので、その3%の150万円ということになっております。

その他、販売ツールプロモーション費用といたしまして250万円、これは店舗数によって変動してまいりますが、これにつきましてはチラシやポスター、そしてのぼり等々のプロモーション費用ということでございますが、PayPayのホームページ等によりましても周知等が行われることから、壱岐市のPRにもつながるものというふうに判断をいたしております。

また、これ商品券の手数料につきまして、紙ベースの商品券の手数料、これにつきましては2%でございますが、これは商品券執行額の2%ということになっておりまして、プレミアム部分の2%ではございません。ですから、同等規模で実施する場合につきましても、このプレミアム商品券事業においても手数料だけで約500万円が必要となってまいりますし、併せて印刷費とか人件費、送料等々が必要になってくるというようなことで、今回のプロモーション費用の内容については、ただいま申し上げましたような内容を踏まえて、商品券の発行事業と比較しても適切な内容ではないかというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） プレミアム商品券の販売に続いてPayPayですが、スマホ決済がPayPayだけではないですから、ほかのやつを利用している方にはメリットがないとか、それからスマホ自体を持っている市民の皆さん、どれだけなのかというと、私の知っている範囲では高齢の方とかは持ってみえないし、利用されないんじゃないかなということを考えると、かなり若い層の方の消費はあってもということでもあります、そういう意味でPayPayだということでの使用とか、利用する方が偏るんではないかというふうなことが一つ心配であります、その点。

それから、この事業、プレミアム商品券もそうですけども、利用者市民の立場での利用というか、消費喚起がされておりますが、逆に商店の方々にとってはどういうメリットがあるのかと。こういう市の政策をどのように受け止められているのかというのがちょっと、私としては疑問に思っているところがあるんです。

PayPayについては、10月から手数料が商店の方は取られるように、今まで手数料なくて済んだのが発生しておりますね。そういう中で、利用された方があれば商店の方が負担になるという事態とか、それから一般的にプレミアム商品券の使用状況をどうつかんでみえるかもお聞きしたいんですが、どちらかというと小規模の商店についてはプレミアム商品券とか、このPayPayについても利用がなかなか進まないということで、私の聞いた中ではちょっと不評だというような意見もありました。

そういう点で、プレミアム商品券、このスマホ決済のやり方というのを、本当に単なる経済対策だけじゃなくて、商店の立場からいって本当に有効に、以前にもプレミアム商品券とか第一弾のこのキャッシュレスの取組されておりますが、そういう結果から今の取組になっているのか、その辺りの判断をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回のPayPayでの消費喚起、PayPayでの取組、また商品券も同様でございますが、この消費喚起によって経済活性化を促すということが大きな目的の一つでございまして、やはりそれは商店の方々、事業を行ってある方々へのそういった支援と、影響を受けてあるそういった支援ということが大きな目的の一つということをまずお話をさせていただきます。

PayPay、なぜPayPayなのかというようなことでございますが、キャッシュレスと申しましても、一概にいろいろございます。例えばクレジットカードとか電子マネー、QRコード

決済というものがございますが、このPayPayにつきましてはQRコード決済というものに分類をされるというようなこと、基本的には自分がチャージした金額のみを使用できる。

そして、このQRコード決済のブランドで利用率1位はPayPayでございます。これは43.1%でございまして、店舗側におきましても設備投資額がかからないというメリットもございます。かつ本年4月1日から30日までの期間において第1回のキャッシュレス消費喚起対策事業としてPayPayによる同様の事業を実施をいたしております実績がございまして、スムーズな事業の実施が見込めるということで、今回PayPayを選定をしているところでございます。

また、スマホ等々を持っていらっしゃらない方というようなお話をございました。これは、ただいま申し上げましたように、消費喚起ということ、それに基づく経済活性化ということでございます。それにつきましては、1月末まで使用できるプレミアム商品券事業に続いて、やはり切れ目なく経済対策を実施する必要があるということから、本キャンペーンを実施をしておることでございます。また、スマートフォンをお持ちになっていらっしゃらない方がおられます、ただいま申し上げますようにそういった方々を考慮して、このプレミアム付き商品券の事業を実施をいたしております、ぜひ御購入をいただければなというふうに思っております。

ただ、例えば高齢者の方でスマートフォンであっても、スマートフォン等を御利用されてある方も多くいらっしゃると認識をしておりますが、これからもぜひ導入についてチャレンジをしていただければなというふうに考えております。いずれにいたしましても、このキャッシュレス化についてはやはり国の方も進めておりまして、また壱岐市の総合計画においてもキャッシュレス化の目標値ということで、令和6年度で300件といたしておりますが、現在444店舗の導入にまで増えているということ、これは第一弾でのPayPayの導入の一つの成果であろうというふうに考えております。

また商品券の、プレミアム付き商品券の状況でございますが、一次販売の分につきましては11月8日から11月26日までということ、これは先ほど市長の御挨拶にもございました。二次販売につきましては、余った場合、二次販売につきましては12月6日以降に予定をいたしております。一次販売につきましては、昨日現在で1万2,587セット購入をされておりまして、販売率が約22%ということになっております。今回、初めて各世帯に購入引換券を発行し、混亂なく購入をされているということと捉えております。

また、二次販売につきましてはただいま申し上げましたように12月6日以降、基本的には1人2セットを予定しておりますけれども、一次販売の状況によって改めて検討をし、周知を図っていきたいというふうに考えております。利用につきましては、令和4年1月31日までござりますので、多くの皆様に購入、そして御利用をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） いろいろ言われましたけども、景気対策ということで必要性はあるということは考えますが、やっぱり幅広く、それから困っているところにやっぱり手が届く経済対策という点でプレミアム商品券、このPayPayが本当に有効なのかというのを、検証がやっぱり必要じゃないかなと思うんです。

先ほど、森議員が質問されましたが、プロモーション費用で500万円ですよね、これはかなり予算額に占める500万円というのは大きいんじゃないかなと。これを、やっぱりもっと縮小して市民なり小さい商店に還元するような取組というふうにならないのかということを思うんですね。

昨日、五島の市会議員に聞いたら、五島市はプレミアム商品券とか、このPayPayというような取組はやっていないというふうで、かなり同じような離島でも違うなというふうに思いましたが、そういう面で無駄をなくした、それから市民、幅広い市民が利用できる施策をもっと工夫すべきじゃないかなというふうに思いますか、どうですか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

五島では、そういうものが実施されていないということでございますが、壱岐市としてはやはり消費喚起ということ、それに基づく経済対策ということで、この事業が適切だという判断のもとに今回も、さきのプレミアム付き商品券、また今回のPayPayでの消費喚起ということで実施、予算計上をさせて、御提案をさせていただいているところでございます。

また、幅広くというようなことでございますが、やはりPayPayでの消費喚起ということでいきますと、現在444店舗が加入をされてあるというような状況の中で、やや幅広く御利用いただけるものというふうに考えております。前回、山口議員が例ええば土産品店等において、非常に厳しい状況だというようなことも前回お話になりました。こういった方、この土産品店等においても、やはりこのPayPayの加入をされてあるというような状況もございますし、ただいま申し上げましたように444店舗という利用可能な店舗がございまして、私どもといたしましては幅広く経済対策ということができるものと捉えておりまして、今回、御提案をさせていただいているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今言われたお土産店の方と今回もお話をしたら、プレミアム商品券、PayPayについても私は期待していないというふうに冷たく返事が来たんですね。やっぱり利用される方が、やっぱり少ないというんですよ。多くの方は大型スーパーとか行って、

やっぱり買い物されるのが多く流れているんじゃないかなと。私たちのところにはなかなか来ないとそういう意見を言われたものですから、今回の私の質問をしたわけですが、そういう意味で小さい小売り店までなかなかこの取組はいっていないという状況を私は感じております。

それと、とりわけ市民、高齢者の利用というか、景気対策というよりももう少し観点を変えて、生活を支援すると、市民生活を。それから、農業とか漁業も支えるとか、運送業も支えるとか、そういう営業も生活も支えるような取組も多く回りまわって消費を増やすことにもなるんではないかなというふうに思っておりましたら、昨日、国のはうが燃料費の補助を、ガソリンが高くなっている、灯油が高くなっている、そういう中で支援を、補助金を出すというような政策を出しました。

やっぱり壱岐でも灯油が今、昨年は1,700円から今は2,000円を超すとか、ガソリンも175円まで高騰しているというふうで、市民負担はそこにも大きく来ているわけですから、そこへの配慮というか、目の届く施策も必要ではないかなというふうに思うんですが、そういう検討はなされたんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山口議員につきましては、本日はこの補正予算のことについてお話をいただきたいと思っております。

そういった中で、このプレミアム商品券あるいはキャッシュレスのこのプレミアム20%のことにつきましては、山口議員が個々の店舗でいろいろお聞きになったこともあるかもしれませんけれども、商工会の話によりますとこの商品券あるいは今回キャッシュレスのプレミアムのある意味電子商品券ですね、これについては喜んでいただいていると私は思います。もし、商工会がそんなもの要らないよとおっしゃればこういう予算は組みません。私は、この予算は商店の活性化につながると、そう信じて予算を計上いたしております。どうぞ、この経済活性化だということに御理解いただきたいと思っておりますので。

その証拠に、前回、そのプレミアム商品券が皆さんに届かない、それほど、もう一日、二日で売れてしまった。だから、今回は各家庭にはがきをお送りして、引換券をお送りして、そして皆さんに行き渡るようにしている。このことだけでも、私は経済の活性化につながっている。もちろん、これは形的には消費者の方に商品券をあげておりますけれども、本来の目的はさっきから山口議員おっしゃるように、商店の活性化、経済の活性化でございます。その辺をぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑がありませんか。山口議員、もう3回ですから。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最後。

○議長（豊坂 敏文君） いや、もう3回やけん、もう止めます。ほかありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 私も、商店の活性化のために寄与するということは十分分かつております。しかし、市長は常々言われるように、一人でも取り残されない、そうした社会をつくれていくということであれば、そうじやないですか、使う人間がどんな環境ですか、今。

いいですか、これは紛れもなく国が進めるスマートフォンの普及じゃないですか。デジタル社会の推進じゃないですか。それをあなたはそのまま取り入れているだけでじゃないですか。高齢化率が38%もある、65歳以上の方が山口さんがいうように相当いるんですよ。スマートフォンを持たない、そういう人たちに対しては恩恵はないじゃないですか。

若い若年層の人はそれはPayPayとかキャッシュレスをやりますよ。市民の目線でもう少しは、商店の活性化のためだからといって使えないものはあるよ、それかというてスマートフォンを市民に与えるとか、そして市民に指導するとか、そういうこんな利便性があるとか、行政がそういうことをしていますか。まだ、お年寄りの方はほとんどスマホに慣れない方が、まだ旧来型の携帯でずっとお持ちですよ。そういう人たちに対しては不平等ではないですか、こういう制度は。私もそう思いますよ。逆にいって、プレミアム商品券のほうがもっといい。何か反論があれば言ってくださいよ。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） そういうスマホ等をお使いにならない方のために、いわゆるその前段として商品券を、プレミアム付き商品券を発行していますよということを先ほど部長が申し上げました。そして、私たちはやはりより多くの市民の方々があまねく恩恵を受けられるようなことを一生懸命考えております。でも、今、音嶋議員がおっしゃるようなスマホを十分に使いこなせない方も大勢いらっしゃる、それも事実であります。

そこで、私たちは一生懸命市民の方にどうしたらしいのかということを考えて、この提案をいたしております。どうぞこういう方法があるぞと、何でこういうことをしないか、どうぞ御提案いただければ、それがすばらしい方法であれば施策に反映いたします。どうぞ御提案ください。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 壱岐市は、私は本当にITの最先端を行こう行こうとしておる。しかし、その中でどれだけ取り残されよるかと、私は言いたい。あなたの政策にはついていけない。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。（発言する者あり）1議案で3回ですから、（発言する者あり）もう1議案の中に入っていますから、もう止めます。ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第61号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第8、議案第61号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。久間総務部長。

[総務部長（久間 博喜君） 登壇]

○総務部長（久間 博喜君） 議案第61号壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例の制定について、御説明をいたします。

壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、公共交通空白地域等における地域住民等の移動に必要な旅客輸送を確保するため、道路運送法第79条に規定される自家用有償旅客運送の登録を受け、市営乗合タクシーの運行を開始することに伴い、条例を制定するものでございます。

次のページをお願いをいたします。

市では、平成31年3月に策定をいたしました壱岐市地域公共交通再編実施計画において、バス路線がない地域などに住む住民の中でも、高齢者等の交通弱者の日常生活を支え、効率的な公共交通体系を構築するため重点地区を選定し、これまで地元住民や交通事業者と協議を重ねてまいりました。このたび、初山地区で地域住民の交通手段として効果的、効率的であると認められることから、本格運行を行うことに伴い、本条例を制定しようとするものでございます。

第1条では設置の目的を、第2条では市が事業主体であり、市長が適當と認める団体等に管理

及び運営を委託できることを定めております。

第3条の運行区域は、壱岐市地域公共交通会議の合意に基づき、国土交通大臣等により登録された区域としております。

第4条では、運行回数等を定めており、予約に基づき運行するものとし、運行区間、運行時刻、運行日及び乗降場所等については市長が別に定めることとしております。

第5条で使用料を定めており、第2項で壱岐市地域公共交通会議の合意に基づき、国土交通大臣等に届けた運賃とし、一般の方は距離等に応じ100円から300円、75歳以上の高齢者は一律100円と規則で定めています。

第6条は使用料の徴収方法を、第7条では使用料の減免について定めており、規則において未就学児を無料、身体障害者手帳等を提示するもの及び小学生を75歳以上と同額とすることを定めています。

第8条は既に支払った使用料は還付しないこと、第9条で使用の制限、第10条では荷物運送の引き受けについて定めています。

第11条では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

なお、附則でこの条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第61号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

[総務部長（久間 博喜君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） この事業は多分、まちづくり協議会の関係もあると思いますけれども、大変いいことだと思うんですけれども、まず初山のほうで試験的という言葉は悪いですかね、やってみて、利用が多くていいという場合であれば、ほかの地域への、ほかのまだバス路線がない地域にも普及をさせていきたいとい気持ちがあるのかどうか。一応、これはこれで終わりと思ってあるのか、壱岐全体的に受け手、受け手というたらおかしいですね。運営を受ける人がおれば、今後も同じような条件で受ける予定があるのかないか、それだけ確認したい。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 中田議員の御質問にお答えをいたします。

今回、初山地区において乗合タクシーの、コミュニティバスの運行を開始するわけですけれども、これまでの経過といたしましては、まず公共交通の再編実施計画を立てる中で、地市民の方々の御意見をいただきまして公共交通、バス路線を中心とした中で、公共交通の空白地域をまず挙げました。

その中で、それぞれ皆様方の御意見とか問題点を洗い出しながら、今回は初山地区と、またほかの地区、2地区が再編計画の中で上がってきたところでございます。今回は、準備が整いました初山地区について条例を制定する運びとなっておりますけども、今後におきましてもそういう地域の要望等があれば、さらに新たな地区を選定していくことになると思いますけども、新たに乗合タクシーの事業も始める場合におきましては、自家用有償旅客運送者登録申請というのを新たにする必要があります。その都度、運輸局等に登録をする。

その前段としては地域公共交通会議を開いて、路線バス、そしてタクシー事業者等の意見をいただきながら広めていくということになります。市としては、そういう要望等があれば、幹線を除いてフィーダー系、枝葉の中で問題があればそこを対応していくという考えであります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） ここも展開する予定はあるということでございますが、一つだけお願いというか、今後のために注意をしていきたいと思いますけど、バス路線が通っていないところ、結構あるんですよね。ただ、その条件をある程度市のほうから提示を、例えばバス停から何キロ以上とか、バス路線からどれくらい離れているというのをある程度決めておかんと、どこもかしこも買い物難民多いですから今、高齢者が多くて買い物難民はたくさんいます。だから、その辺までやるかやらんかということも、非常に難しいところがあると思いますので、その辺のきれいな線を引いて、乗合タクシーの部分をやるのでやれば、その辺も市で考えていただいて、もちろんまちづくり協議会なんかが一緒に関わってくると思いますので、その辺の整理もぜひ今後お願いをおきたいと思います。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁どうぞ。総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 今、中田議員からいただきました御意見についてでございますが、先ほど申しましたように対象区域という考え方の中で、最初に公共交通空白地域という表現をさせていただきました。

この公共交通空白地域とは、一定の距離にバス停などがない地域を指します。ただ、距離の定義が決まっておりません。地域の状況に合わせて考える必要があるということでございます。それで、壱岐市におきましては壱岐市公共交通網形成計画において、路線バスは今30系統で構成をされておりますけども、郷ノ浦を中心に島内全体の居住地域をカバーするように、ネットワークが構築をされておると思っております。

ただ、そのバス停から半径500メートルを路線バスの受益範囲とした場合、500メートルメッシュ人口で100人以上のエリアはほぼ全域をカバーしておるところでございますけども、

ただし本市は500メートルメッシュで人口100人未満のエリアが広範囲に広がっておるというような特徴がございます。その一部については路線バスがカバーできていないというエリアが存在しております。

ということでございますので、バス停から500メートル以上離れており、バス利用に不便をきたしている居住者のいるエリアを含む地域を対象区域とできるんじゃないかと考えております。以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） このタクシーの運行にあたっての、バス停というか、出発が初山発ということで、壱岐病院で、主な目的はこの病院へ行かれる高齢者を特に配慮した運行計画というふうに考えていいのでしょうか。

そして、そのためにやっぱり高齢者だとバス停まで移動が大変ですので、このタクシーが乗れる場所ですね、かなり柔軟なバス停、停留所というか、乗れる場所が設定してあるのかということを思うんですが、その辺りはどうなっているのか。それから、今後進めるとしても壱岐交通と乗合タクシーの両方がどういう形で壱岐の交通、公共交通システムとしてなっていくのか、どういう展望を持ってみえるのか、その点をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

乗降場所についての御質問だと思いますけども、初山地区内につきましては登録された方の自宅から近い指定の乗降場所をまちづくり協議会であらかじめ決めていただいております。

終点は、先ほど申されましたように壱岐病院とさせていただいております。これにつきましては、病院利用の高齢者の方が多いという形で地域からの要望をいただいておるところでございますけども、その間の郷ノ浦の本町、郷ノ浦港、市役所郷ノ浦庁舎、そして農協などを初山まちづくり協議会の中で、乗降場所として取り決められておりますけれども、路線バスと違いまして乗降しない場所には行きません。ですから、通り越していくこともあります。

例えば、利用者の目的地が壱岐病院だけであれば、壱岐病院へ直行することになりますけども、制度上区域内であればフリー乗車が可能でありますので、運用する中で要望等により支障がなければ、ドア・ツー・ドアなどへ意向も考えられます。これにつきましては、今後検討していくと考えております。

それと、壱岐交通バスさんとの調整につきましては、これはタクシーも含めまして地域公共交通会議の中で、新たにこういう乗合タクシー事業を進めるにあたっては、まず御相談申し上げ、そこら辺の調整をした上でという形になると思っておりますし、今もそのような形で進めております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 鈴秀君） 利用についての、ちょっともう少し。登録された方というふうにありました、例えば急遽利用したいということとか、例えば沼津の人が病院で初山へ行きたいという、用ができるてこのタクシーを利用すると便利だということでの利用とか、そういう利用の自由度というのはどのくらいまで考えてみえるのか、お願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） まず、利用につきまして、先ほど申しましたように登録制としております。これは、運輸局に許可をいただくときの条件として付すようになっております。ですから、初山地区住民、先ほど言いました初山東触、初山西触、若松触、坪触の住民の方が対象となりますので、その方々を登録をいたしまして利用していただくと。それ以外の方につきましては、途中での乗車はできません。その確認につきましても、地域公共交通会議の中でタクシー事業者のほうからやっぱり民業圧迫になる部分は避けてほしいというような意見をいただきながら、登録者制そして地域限定ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。11月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議

規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことにして決定しました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和3年壱岐市議会定例会11月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時14分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和　年　月　日

議　長　豊坂　敏文

署名議員　小金丸益明

署名議員　鵜瀬　和博